

山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験 Q & A

このQ & Aの「職務経験」とは、「山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」の3ページにある職務経験のことをいいます。

Q1 どうして、民間企業等における職務経験のある者を対象とした試験を実施するのですか。

A1 県行政の様々な課題に対応するため、民間企業等における職務経験を通して培った経験やノウハウを持った即戦力となる人材に活躍してもらいたいことからです。

Q2 ジョブ型採用の行政で採用された場合、どのような仕事に従事しますか。従事する仕事は当初選択したジョブに関連する業務に限定されますか。

A2 採用後に当該ジョブに関連する業務を一定程度経験することとしますが、政策形成能力の向上等に必要な経験も積めるよう、当該ジョブ以外の業務にも従事することがあります。

また、本人の希望や適性に応じて、異なる分野の業務に従事することもできます。

Q3 行政のジョブ「その他」で、複数の分野を通算して5年の職務経験とすることはできますか。

A3 県政課題に具体的に活かすことができると考える分野であれば、複数の分野を通算することも可能です。

例 財務・会計2年、人材育成3年で通算5年の職務経験

Q4 民間企業等で非正規職員として勤務していましたが、職務経験とすることができますか。

A4 1年間以上継続して正規職員と勤務時間が同じくして勤務している場合には、職務経験とすることができます。ただし、勤務先からの証明が必要となります。

Q5 NPO法人に勤務していましたが、職務経験とすることができますか。

A5 1年間以上継続して勤務していれば、職務経験とすることができます。

Q6 派遣会社の派遣社員（登録社員）としての職務経験は含むことができますか。

A6 契約先や派遣先として一つの事務所に1年間以上継続して勤務していれば含めることができます。ただし、登録されていても実働していない期間は含めることができません。また、契約更新までに期間が開くなど継続していない場合は、同じ事務所に勤務していても換算できません。

Q7 出向により、別の会社に勤務した期間は職務経験に含めることができますか。

Q7 元の会社に籍を置いたままの出向であれば、元の会社での職務経験として出向先も含めて職務経験とすることができます。元の会社を退職や籍を移しての出向については、元の会社の職務経験期間には通算できません。ただし、別の会社で1年以上継続して勤務経験がある場合は、別の会社での職務経験として通算することができます。

Q8 育児休業を1年間取得しましたが、その期間も職務経験に含めることができますか。

A8 休暇・休業・休職等連続して1か月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く）は経験に含めることはできません。お問い合わせの場合は、全体の職務経験から1年間を除くことになります。

Q9 5年間自営業をしていましたが、職務経験になるでしょうか。

A9 自営業の期間も職務経験に含むことができます。ただし、納税証明書、確定申告、年金加入記録などの証明書類を提出していただきます。

Q10 A、B、Cという会社に、Aは6か月、Bは3年間、Cは2年間の職務経験がありますが、受験資格の職務経験は満たしますか。

A10 1年以上継続して就業した期間を通算することができます。この場合、Aは6か月ですので通算できませんが、BとCは1年間以上ですので通算でき、計5年間となりますので、受験資格の職務経験は満たすことになります。

Q11 受験資格にある職務経験に該当するかわからないのですが。

A11 わからない場合は、人事委員会事務局へお問い合わせください。

Q12 職歴証明書にはどのような記載が必要でしょうか。

A12 提出していただく職歴証明書には、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、ジョブに係る職務についての経験（職務内容及び該当する職務経験期間）、1か月以上の休職等の有無と期間が必要となります。

Q13 職歴証明書の様式はありますか。

A13 「山梨県ホームページ職員採用サイト」の「民間企業等職務経験者職員採用試験」に掲載してあります。

Q14 受験申込み時に職歴証明書を提出する必要がありますか。

Q14 職歴証明書は最終合格発表後に提出していただきますので、受験申込み時に提出する必要はありません。

Q15 職歴証明書が提出できない場合はどうなりますか。

A15 受験資格にある職務経験を満たす5年以上の職歴証明書が提出できない場合には、採用される資格を失うこととなります。最終合格者のみ最終合格発表後提出していただきますが、あらかじめ、職歴証明書の発行について確認してください。

Q16 「山梨県ホームページ職員採用サイト」に掲載してある職歴証明書の様式のなかで、「勤務形態」に「正規職員と勤務時間を同じくする職員」とありますが、どのような職員ですか。

A16 正規職員と同じ勤務時間で勤務している契約社員などの非正規職員のことです。なお、正規職員と同じ勤務時間でない場合には、職務経験とはなりません。

Q17 会社の決まりから職歴証明書でなく、在職証明書しか発行できないということですが、職歴証明書でなくてはならないのでしょうか。

A17 A12 の記載内容が全て記載されていれば、証明書の名称はどのようなものでも構いません。

Q18 A 会社に 5 年間、B 会社に 5 年間、計 10 年間の職務経験がありますが、A 会社には職歴証明書を発行してもらえませんでした。B 会社で 5 年間の職務経験があるので、受験資格の職務経験は満たすということでしょうか。

A18 お見込みのとおり 5 年以上の職務経験を職歴証明書で証明できれば、受験資格の職務経験は満たすことになります。

Q19 最終学歴が高等学校卒業ですが、受験できますか。

A19 受験資格を満たせば受験できます。なお、教養試験においては、高等学校卒業程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を実施しますが、学歴を受験資格とするものではありません。

Q20 受験の申込みをインターネットではなく、紙媒体でできないのでしょうか。

A20 紙媒体での申込みはできません。インターネット(やまなしくらしねっと)での申込みとなります。なお、申込み後は、必ず仮受付通知メールを確認してください。